

第 4 1 号 議 案

新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例

新宿区国民健康保険条例（昭和34年新宿区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に改め、「介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第14条の3第1号口中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号ロ及びニ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項中「第15条の4」を「第15条の4第1号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に改め、同条第2号中「4万7,300円」を「4万7,600円」に改める。

第15条の8中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に改め、同条第2号中「1万6,800円」を「1万7,600円」に改める。

第16条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に改める。

第16条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2及び第19条の4から第19条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合

にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

ロ 第19条の6に定める基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、世帯主の世帯に属する18歳以上被保険者(法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 16 条の 9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100 分の 0.27 (子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 16 条の 6 第 1 号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)) の 100 分の 57 に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数。当該得た数に小数点以下第 4 位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 1,800 円 (子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 43 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額。当該得た額に 100 円未満の端数の金額があるときは、その端数を切り捨てる。)
 - (3) 18 歳以上被保険者均等割 被保険者 1 人につき 73 円 (第 16 条の 6 第 1 号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額。当該得た額に 1 円未満の端数の金額があるときは、その端数を切り上げる。)
- (子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 16 条の 10 第 16 条の 7 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3 万円を超えることができない。

第 18 条の 3 第 1 項中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条を第 18 条の 4 とし、第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(普通徴収に係る保険料の前納に係る納期限)

第 18 条の 3 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日において日本国内に住所を有していなかつた者が世帯主である世帯 (以下「世帯主が 1 月 1 日に日本国内に住所を有していなかつた世帯」という。) の法第 76 条の 3 第 1 項

の規定による普通徴収に係る当該年度の保険料の納期限は、6月末日とする。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、第18条第1項に定める納期限とする。

- 2 第18条第1項及び前項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯について、第19条の規定により保険料額の算定を行ったときにおける法第76条の3第1項の規定による普通徴収に係る当該年度の保険料の納期限は、第18条第1項に規定する期間のうち、当該算定を行った日の翌日以後の日を始期とする期間で最も早く到来するものとする。
- 第19条中「介護納付金賦課額」の次に「、第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「若しくは第19条の5第1項各号」を「、第19条の5第1項各号に定める額若しくは第19条の6」に改める。

第19条の2中「66万円」を「67万円」に、「及び第15条の10」を「、第15条の10」に、「並びに第16条の2」を「、第16条の2」に改め、「17万円）」の次に「及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のニ及びホに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同条第1号イ中「3万3,110円」を「3万3,320円」に改め、同号ロ中「1万1,760円」を「1万2,320円」に改め、同号ハ中「1万1,620円」を「1万2,460円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人について1,260円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について52円

第19条の2第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号イ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号ロ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同号ハ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人について900円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について37円

第19条の2第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号イ中

「9,460円」を「9,520円」に改め、同号口中「3,360円」を「3,520円」に改め、同号ハ中「3,320円」を「3,560円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人について360円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について15円

第19条の3中「第15条第1項」の次に「、第15条の11、第16条の3、第16条の8」を、「及び」の次に「第19条の5並びに」を加える。

第19条の4第1号イ中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号口中「1万1,825円」を「1万1,900円」に改め、同号ハ中「1万8,920円」を「1万9,040円」に改め、同号ニ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同条第2号イ中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号口中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ハ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号ニ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額
次のイからニまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人についてそれぞれイからニまでに定める額

イ 第19条の2第1号ニに定める額を減額した世帯 270円

ロ 第19条の2第2号ニに定める額を減額した世帯 450円

ハ 第19条の2第3号ニに定める額を減額した世帯 720円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第19条の5第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「及び第16条の5」を「、第16条の5及び第16条の10」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該

年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の5の次に次の1条を加える。

（18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額）

第19条の6 世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に定める基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで、第18条の3及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の

保険料率等を改定するとともに、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の一部の施行による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正等に伴い子ども・子育て支援納付金賦課総額の算定その他必要な事項について定めるほか、世帯主が 1 月 1 日において日本国内に住所を有していなかった世帯の普通徴収に係る保険料の前納に係る納期限を定める等所要の改正を行う必要があるため